

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（抄）

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限） 第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、令和九年三月三十一日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日までに行わなければならない。 （削る） （削る） （削る） 附 則 （長期借入金等） 第四条 支払基金は、平成二十四年度から令和七年度までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。 2 前項の規定による長期借入金は、令和八年度までの間に償還するものとする。ただし、令和三年度における長期借入金については、令和七年度までの間に償還するものとする。	（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限） 第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。 一 この法律の施行の日から起算して十年を経過する日（次号において「経過日」という。） 二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する日 附 則 （長期借入金等） 第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成三十二年度までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。 2 前項の規定による長期借入金は、平成三十三年度までの間に償還するものとする。ただし、平成二十八年度における長期借入金については、平成三十二年度までの間に償還するものとする。

3・4
(略)

(平成二十四年度から令和八年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

3・4
(略)

(平成二十四年度から平成三十三年度までにおける交付金の財源)

第五条 政府は、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。